

# 大豊工業株式会社定款

改 定 2022年6月17日

# 大豊工業株式会社定款

## 第 1 章 総 則

### (商 号)

第 1 条 当社は、大豊工業株式会社と称し、英文では、TAIHO KOGYO CO., LTD. と表示する。

### (目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 輸送用機械器具、一般機械器具、電気機械器具および精密機械器具ならびにその部分品の製造・販売
- (2) 建築用部材および住宅関連機器ならびにその部分品の製造・販売
- (3) 緑化、営繕、景観および廃棄物につき環境面での保全・調査・処置・対策
- (4) 給食業、飲食業、生命保険募集業、旅行業および会社内の売店の経営
- (5) 計測機械器具および医療用機械器具ならびにその部分品の製造・販売・修理
- (6) 金型、金型部品、冶工具の製造・販売・修理
- (7) はんだ、接着剤等の接合材料の製造・販売
- (8) 産業廃棄物処理業
- (9) 建築工事、土木工事、緑化事業、建築物の営繕工事に関する企画・設計・監理・施工・請負
- (10) 不動産の売買・賃貸借・仲介・管理
- (11) 情報処理・情報通信・情報提供に関するサービスおよびソフトウェアの開発・販売・賃貸
- (12) 一般貨物自動車運送事業、荷役作業請負業、一般貨物の梱包業および倉庫業
- (13) 印刷業、出版業、広告宣伝業、金融業、労働者派遣業および損害保険代理業
- (14) 駐車場の経営および医療、スポーツ、マリーナ、宿泊等の施設の経営
- (15) 前各号に関するコンサルティング、発明研究およびその利用
- (16) 前各号に関する一切の業務

**(本店の所在地)**

第 3 条 当社は、本店を愛知県豊田市に置く。

**(公告方法)**

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告できないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

**(発行可能株式総数)**

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、4,840万株とする。

**(自己の株式の取得)**

第 6 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

**(単元株式数)**

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

**(単元未満株主の権利)**

第 8 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 剰余金の配当を受ける権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

**(株式取扱規則)**

第 9 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する手続きならびに手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

**(株主名簿管理人)**

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

**(基準日)**

- 第 11 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 本定款に定めのある場合のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

## 第 3 章 株 主 総 会

**(総会の招集)**

- 第 12 条 当社の定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

**(総会の議長)**

- 第 13 条 株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長がこれにあたる。
- 2 取締役会長および取締役社長が、いずれも欠員またはさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがって、他の取締役がこれにあたる。

**(電子提供措置等)**

- 第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

**(決議方法)**

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

#### (議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、その代理人は、当社の議決権を有する株主に限る。

- 2 株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役および取締役会

#### (取締役会の設置)

第 17 条 当社は、取締役会を置く。

#### (取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役は、10名以内とする。

#### (取締役の選任方法)

第 19 条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

#### (取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

#### (代表取締役および役付取締役)

第 21 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会の決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長および専務取締役若干名を選定することができる。

#### (取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。

#### (取締役会の決議の省略)

第 23 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

#### (取締役会規則)

第 24 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

#### (取締役の報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は株主総会の決議によって定める。

#### (取締役の責任免除)

第 26 条 当会社は、会社法第423条第1項の取締役の損害賠償責任について、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、会社法第425条第1項により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

#### (監査役および監査役会の設置)

第 27 条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

#### (監査役の数)

第 28 条 当会社の監査役は、5名以内とする。

#### (監査役の選任方法)

第 29 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### (監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### (常勤監査役)

第 31 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

#### (監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より 3 日前までに発するものとする。  
ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。

#### (監査役会規則)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

#### (監査役の報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### (監査役の責任免除)

第 35 条 当社は、会社法第423条第1項の監査役の損害賠償責任について、その監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、会社法第425条第1項により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第 6 章 会 計 監 査 人

#### (会計監査人の設置)

第 36 条 当社は会計監査人を置く。

#### (会計監査人の選任)

第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### (会計監査人の任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 41 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当をする。

2 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当をすることができる。

3 当社は、取締役会の決議によって、本条第 1 項、第 2 項のほか、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

4 未払の剰余金の配当には、利息を付さない。

(剰余金の配当等の支払免除)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支払提供の日から 3 年を経過したときは、当社はその支払義務を免れる。

## 附 則

(電子提供に関する経過措置)

1 現行定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更定款第 14 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条はなお効力を有する。

3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。